

**（仮称）赤坂センター地区複合施設整備基本構想
策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項**

令和7年4月

成田市企画政策部企画政策課

目 次

1. 業務概要	2
2. 参加資格	3
3. スケジュール	4
4. 募集方法	4
5. 質問の受付及び回答	4
6. プロポーザル参加表明	5
7. 企画提案書の提出	5
8. 参加の辞退	7
9. 審査方法及び評価基準	8

1. 業務概要

(1) 業務名称

(仮称) 赤坂センター地区複合施設整備基本構想策定支援業務委託

(2) 業務目的

本市では、赤坂センター地区に所在する中央公民館及び図書館本館の用地に加え、成田ニュータウンセンタービル跡地及び隣接地を活用し、成田ニュータウンの再生を見据えた多機能な複合施設の整備を予定している。

令和5年度に成田ニュータウンの再生を見据えた複合施設を整備するための基本調査を実施し、施設の目指すべき姿を「成田ニュータウン再生の核となる賑わいの拠点施設」とする将来ビジョンを策定したところである。

本業務では、複合化の効果や、事業予定地周辺との回遊性の向上を検討した上で、将来を見据えた明確なコンセプトに基づく適切な施設規模・機能などを示す基本構想の策定を目的とし、実施するものである。

(3) 業務内容

別紙「(仮称) 赤坂センター地区複合施設整備基本構想策定支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選定された者の提案内容に応じて変更することができるものとする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年6月30日(火)まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 提案限度額

① 総額(消費税及び地方消費税を含む。)

14,575,000円

② 年度別限度額(消費税及び地方消費税を含む。)

令和7年度 11,088,000円

令和8年度 3,487,000円

ただし、この金額は契約額や予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すための提案上限額である。提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付

けない。

2. 参加資格

(1) 本件プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすこととする。

- ① プロポーザルの参加募集開始の日までに令和6・7年度成田市工事等入札参加業者資格者名簿の「測量」部門に登録されている者。
- ② 建設コンサルタント登録規定による都市計画及び地方計画部門の登録を行っている者。
- ③ 次のいずれかの資格を有する管理技術者を配置できる者。
 - ・ 技術士（建設部門・都市及び地方計画）
 - ・ 技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画））
 - ・ RCCM（都市計画及び地方計画）
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する技術者を配置できる者。なお、管理技術者が一級建築士の資格を有する場合も本要件を満たすものとする。
- ⑤ 平成27年4月1日からプロポーザルの参加募集開始の日までに、官公庁が発注した公共施設の整備に係る基本構想又は、基本計画の策定に関する業務の元受けとして受注し完了した実績を有する者。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本プロポーザルの参加募集開始日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - エ. プロポーザルの参加募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成24年4月1日制定）に基づく指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要項に基づく入札参加除外を受けている者。

(2) 募集開始日時点において上記(1)の要件を満たしていた者が、契約締結までに要件を満たさなくなった場合には、その時点で参加資格を失う。

3. スケジュール

公募開始から受注者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

①	公募開始	令和7年 4月 7日 (月)
②	質問書の受付締切	令和7年 4月 16日 (水) 17時 (必着)
③	質問回答	令和7年 4月 23日 (水)
④	プロポーザル参加表明の 受付締切	令和7年 5月 8日 (木) 17時 (必着)
⑤	企画提案書の受付締切	令和7年 5月 14日 (水) 17時 (必着)
⑥	選定審査委員会の開催 (プレゼンテーション)	令和7年 5月 21日 (水)
⑦	選定結果及び 受注者決定の通知	令和7年 6月 上旬 (予定)

4. 募集方法

(1) 公募開始年月日

令和7年4月7日 (月)

(2) 実施要項等の配布方法

印刷物での配布は行わないため、成田市ホームページ (https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0101_00011.html) からダウンロードすること。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本件プロポーザルに係る質問は、以下のとおり受け付ける。なお、電話などによる口頭での問い合わせ及び再質問には対応しない。

① 提出期限：令和7年4月16日(水)17時まで (必着)

② 提出方法：質問書(様式1)を記載した上で、下記の電子メールアドレスに電子メールで送信するものとし、電話で着信確認を行うこと。

② 電子メールアドレス：kikaku@city.narita.chiba.jp

- ③ 電子メールの件名：(仮称) 赤坂センター地区複合施設整備基本構想策定
支援業務委託質問書 (法人名)

(2) 回答方法

質問事項への回答は、令和7年4月23日(水)までに成田市ホームページ (https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0101_00011.html) に掲載する。

6. プロポーザル参加表明

本件プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

(1) 提出期限

令和7年5月8日(木) 17時(必着)

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所 企画政策部 企画政策課

電話番号：0476-20-1500(直通)

電子メールアドレス：kikaku@city.narita.chiba.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メールとし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

※郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので、注意すること。

また、書留郵便等の配達記録が残る方法にて提出すること。

※電子メールの場合は、メール送信後に電話で着信確認を行うこと。

(4) 提出書類(各1部)

参加申請書(様式2)

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年5月14日(水)まで(必着)

受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地
成田市役所 企画政策部 企画政策課
電話番号：0476-20-1500（直通）

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

※郵送の場合は、配達業者の事情は一切考慮しないので、注意すること。

また、書留郵便等の配達記録が残る方法にて提出すること。

※電子メールの場合は、メール送信後に電話で着信確認を行うこと。

(4) 提出書類

① 企画提案書等提出届（様式3）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・連絡先等については、本件プロポーザルについて、市から連絡を受ける部署、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

② 企画提案書

- ・A4判で片面10枚まで（表紙を除く。A3を使用する場合は横折込みとする。A3判は1枚につきA4判2ページと換算する。）とする。
- ・内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。

③ 業務の実施体制（任意様式）

④ 業務工程表（任意様式）

⑤ 見積書（内訳書添付）

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含めて、「3. 提案限度額」以下とすること。
- ・内訳書を添付すること。

⑥ 法人の概要（様式4）

- ・建設コンサルタント登録については、証明書を添付すること。

⑦ 業務実績調書（様式5）

- ・該当する実績を直近の契約から記載し、契約書の写し等を添付すること。

⑧ 配置予定技術者調書（様式6）

- ・本業務を実施する際の配置予定管理技術者を含む配置予定技術者を記載すること。
- ・配置予定管理技術者又は配置予定技術者のいずれかに○をすること。
- ・担当者の実務年数を記載すること。
- ・保有資格を記載し、証明書類を添付すること。（必要に応じて行を追加して記載すること。）
- ・様式5で記載した業務実績で担当した業務や、本業務に関連する業務担当実績を記載すること。
- ・これまでの経歴や担当者の実績、能力等から本業務に関してアピール出来る点を記載すること。

⑨ その他必要と思われる資料

※①～⑨の順序でインデックスを付け、A4縦フラットファイルに左綴じで作成し、**正本1部、副本8部**を提出すること。

（6）企画提案書全般に係る留意事項

- ① 参加希望者一法人につき、提案は一件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑥ 提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑦ （仮称）赤坂センター地区複合施設整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第6条の各号の一に該当する提案は無効とする。

8. 参加の辞退

プロポーザルの参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退する旨を連絡の上、参加辞退届（様式7）に辞退の理由を明記して提出すること。

9. 審査方法及び評価基準

本件プロポーザルは、実施要領第2条に規定する選定審査委員会が評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

- ・令和7年5月21日（水）にプレゼンテーション審査を実施する。
- ・審査の順番は、企画提案書を提出した順とする。
- ・プレゼンテーションは1者につき30分（提案20分、質疑10分）とし、出席者は配置予定技術者調書（様式6）に記載したものを含む4名以内とする。
- ・プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市において用意するが、その他必要な機材は提案者が用意すること。
- ・開催時間などの詳細は、電子メールにて通知する。

（3）評価基準

評価基準は実施要領で定めるとおりとする。

（4）優先交渉権者等の選定

合計評価得点の順位が第一位の者を実施要領第5条の規定により、優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者とする。なお、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割に満たない場合には、優先交渉権者として選定しない。

（5）選定結果の通知

市長は、実施要領に基づき開催された選定審査委員会の結果を各提案者に通知するものとする。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。

（6）受注者の決定

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、市と協議を行った上で、仕様書を確定させた後、あらためて見積書を提出するものとする。ただし、提案の内容が全て契約仕様書に盛り込まれるものとは限らない。協議が整い次第、市長は優先交渉権者を受注者として決定し、契約手続きを行う。

なお、市と優先交渉権者の協議が整わない場合は、市は次に得点が高いものから順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

（7）評価結果の公表

成田市ホームページにおいて、優先交渉権者を公表する。